

第59回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和元年12月16日 開会

伊方町議会

第59回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和元年12月16日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	12月16日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	16番 竹内 一則
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 松下 洋二
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 河野 達司 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 町 民 課 長 菊池 暁彦 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 建 設 課 長 寺谷 哲也 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 上 下 水 道 課 長 谷口 誠 産 業 課 長 田中 洋介 地 域 振 興 セ ン タ ー 所 長 兵 頭 達 也 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起 瀬 戸 支 所 長 大 森 貴 浩 三 崎 支 所 長 大 野 信 幸 会 計 管 理 者 黒田徳太加
町長提出議案の項目	議案第84号 町長の専決処分事項報告について (令和元年度伊方町一般会計補正予算(第4号)) 議案第85号 伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について 議案第86号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について 議案第87号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第88号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第89号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について 議案第90号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について 議案第91号 伊方町防災センター条例制定について

	議案第 92 号 上水道重要給水施設等管路耐震化基金条例制定について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 21 条)	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 (会議規則第 127 条)	
	3 番 末光 勝幸議員	4 番 清家 慎太郎議員

伊方町議会第59回定例会議事日程（第1号）

令和元年12月16日(月)
午前10時00分 開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「定期監査報告並びに例月現金出納検査結果報告」
「慶事報告」
「議員派遣結果報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 町長の専決処分事項報告について (議案第84号)
(令和元年度伊方町一般会計補正予算(第4号))
- 〃 第 6 伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について
(議案第85号)
- 〃 第 7 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を
改正する条例制定について (議案第86号)
- 〃 第 8 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て (議案第87号)
- 〃 第 9 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第88号)
- 〃 第10 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
(議案第89号)
- 〃 第11 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定につ
いて (議案第90号)
- 〃 第12 伊方町防災センター条例制定について (議案第91号)
- 〃 第13 上水道重要給水施設等管路耐震化基金条例制定について (議案第92号)

1 散会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（副議長 木嶋英幸） おはようございます。

副議長の木嶋です。竹内議長が入院中であるため、今期定例会は変わりまして、議長の職務を行います。これより伊方町議会第59回定例会を開催いたします。欠席議員は、1名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（副議長 木嶋英幸） 町長招集挨拶をお願いします。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、伊方町議会第59回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、平成から令和に改元をいたしました本年でありましたが、残すところ後わずかとなりました。

今年1年を振り返ってみますと、町の嬉しいできごとといたしましては、三崎高等学校の分校化見送りがございます。

昨年度までで入学生が3年連続で分校化の基準に該当し、今年度分校化が検討されることとなっておりましたが、文部科学省の「地域との協働による高等学校教育改革推進事業」の指定を獲得したことにより、特例として研究期間である3年間は分校化が見送られることとなりました。

町といたしましては、新たに寄宿舎の建設、学校給食の導入検討などを進めまして、三崎高校の存続に向けた様々な魅力向上の取り組みを、今後とも実施してまいりたいと考えております。

町の新しい取り組みといたしましては、「関東伊方ふるさと会」の創設がございます。

関西では以前から「伊方ふるさと会」の集まりがあり、伊方の出身者が集いまして、お互いの情報交換など熱心に活動をされておりますが、関東にはその組織がありませんでした。そこで、関東圏在住の伊方町出身者及び伊方町を応援する方を会員とした「関東伊方ふるさと会」設立を計画いたしましたものであります。

年明けの1月に設立記念交流会を開催の運びとなり、今後におきましても、地元と都市との連携を深めることで伊方町の更なる発展に繋げるよう、進めてまいりたいと思います。

次に「町政懇談会・町長と語ろう」の開催でございます。農業・漁業、商工業、建設業などの産業分野や三崎高校生徒、女性団体、保健福祉団体、まちづくり団体など、様々な立場

の皆様のご意見をいただき、共に語ることができました。いただきましたご意見は様々なものがございましたが、共通して感じましたのは、「町を活性化したい」という強い思いでございます。さらに、今回共通した団体どうしが初めて集結した懇談会もございまして、新しい団体として定期的な集まりに発展するなどの成果もあり、今後のまちづくりに結びつく結果となりました。今後も、各団体からいただきました貴重なご意見を町政に反映させるように、しっかりと取り組んでまいります。

次に、伊方発電所についてでございます。伊方3号機につきましては、昨年10月に運転が再開をされて以降、現在のところ大きなトラブルも無く安全運転が継続をされており、今月26日より第15回定期検査に入る予定と報告を受けております。本年4月以降、報道等でもクローズアップをされており、特定重大事故等対処施設に関する工事についてでございますが、四国電力におきましては一日も早い完成を目指し、昼夜を問わず、迅速かつ効率的な工事が進められております。町といたしましては、その工事におきましても安全を最優先とするよう、事あるごとに要請を行っております。

また、私事にはなりますが、本年7月に初めて福島第一原子力発電所を視察をいたしました。現場において、東日本大震災の壮絶さと、それに伴う福島第一原発事故の重大さを肌で感じるにより、改めて、住民の安心・安全の確保という命題に対し、立地町の長として不断の取り組みを行っていくことを、強く肝に命じました。この経験なども踏まえまして、伊方発電所につきましては、今後とも徹底した日常の安全管理、迅速かつ正確な情報公開、そして更なる安全性の確保につきまして、不断の取り組みを行うよう四国電力に求めてまいりますので、議員各位には引き続きご協力・ご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

さて、いよいよ来年2020年は「東京オリンピック・パラリンピック」が開催となります。世界中に、興奮と感動を与えてくれる大会となることを大いに期待するとともに、町といたしましても聖火リレー等を通じまして、共に盛り上げてまいりたいと存じます。

さて、今定例会にご提案をいたします案件でございますが、

- ・町長の専決処分事項報告が1件
- ・条例制定に関する議案8件
- ・令和元年度一般会計及び特別会計補正予算5件
- ・工事請負契約の変更に関する議案1件
- ・財産の取得1件
- ・指定管理者の指定に関する議案1件でございます。

いずれの議案も、町政を進めるうえで非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いを申し上げ、私の挨拶といたします。よろしくお願いたします。

議事日程報告

○議長（副議長 木嶋英幸） 「議事日程報告」を行います。

本日の議事日程はお手許に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 末光勝幸議員、4番 清家慎太郎議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月20日までの5日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、よって、今期定例会の会期は、5日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査報告並びに同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

次に、慶事報告をいたします。四国地区町村議会議長会表彰であります。この表彰は、四国地区町村議会議長会表彰の規程に基づき、19年以上在籍し、功労のあった議員に対し、表彰されるもので、去る10月16日に開催された四国地区町村議会議長会研修会において、山本吉昭議員、福島大朝議員が表彰を受けられましたのでご報告いたします。お二人方の今後益々のご活躍を祈念申し上げ、慶事報告を終わります。

次に、議員派遣の結果報告を行います。お手元に配布しておりますとおり、派遣議員を代表して、議会運営委員会の清家慎太郎委員長から報告書が出されておりますので、お目通しください。議員各位におかれましては、今回の行政視察研究を今後の議員活動に活かしていただきますようお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により一般質問を許します。

末光勝幸議員、一般質問をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今朝ほどの伊方町の世帯並びに人口を確認してまいりましたけども、平成17年度の合併当初5,253世帯ありましたものが本年の11月では、4,558、695世帯が減っております。また、人口におきまして、12,696人、17年当初ありました人口が11月現在で9,129人に減っております。来年には、8,000人台になることが危惧されております。

そこで、「過疎化・高齢化・限界集落対策について」質問をさせていただきます。

過疎化・高齢化・限界集落対策は全国的な課題で市町村では解決できにくいことも承知の上で、全国では伊方町以上に過疎化・高齢化に苦しみ、課題を克服した事例もあることから、質問させていただきます。伊方町の高齢化率は、46.17%と、県内で2番であります。その内、限界集落とって、65歳以上の高齢者が住民の50%を越す集落が、当町におきましては伊方地区25集落の内7集落、瀬戸地区13集落のうち6集落、三崎地区14集落の内13集落という状況になっています。特に、三崎地区の佐田では住民30人中27人が高齢者で、90%が高齢者という現状であります。

このような状況の中で、旧来からの伝統行事や冠婚葬祭などの社会的活動を行い、集落としての集団的自立を維持していくには困難な集落、あるいは近い将来そのようになる集落が多くあります。ただ、残された住民で懸命に生き残りの努力をしている集落も多くあります。そこで、伊方町の過疎化・高齢化・限界集落対策について伺います。

1、国の施策として、過疎地域自立促進特別措置法がありますが、伊方町として、どのような過疎化対策を講じているのか伺います。

2、住民が普段の社会的な生活を維持していくために、限界集落において、住民の負担する集落の会費を半分程度補助するような制度ができないものか伺います。

3、大手自動車メーカーが進める日本電動化アクション「ブルースイッチ」のSDGs（実現可能な目標設定）のなかに、11番目の目標「住み続けられるまちづくり」があります。過疎化対策として、福島県いわき市では、自動車メーカーと提携して、高齢化や過疎化が進む同市山間部の高齢者の移動手段を確保し、交通弱者をサポートすることを推進しています。その仕組みは、ミニバンタイプの電気自動車を4台利用して、約30名のボランティアが日常の買い物や通院の困難な高齢者などに移動サービスを提供するというものです。また、電気自動車は災害時において走る蓄電池として電力を供給し、CO₂排出ゼロのクリーンな移動手段であることが注目され、全国で公用車にも次々と導入されています。

そのような取り組みに、電気というエネルギーを四国に供給している伊方町として、チャレンジしていく構想はないのか、町長の所見を伺います。

4、過疎化・高齢化・限界集落対策を総合的に管轄する過疎化高齢化対策室仮称でございますがこれを設置し、様々な課題に、専門的に迅速に対処していく考えはないのかお伺いした

いと思います。以上、過疎化・高齢化・限界集落体制についてお伺いをいたします。

○議長(副議長 木嶋英幸) 只今の末光議員の一般質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(副議長 木嶋英幸) 町長

○町長(高門清彦) 末光議員の質問にお答えをさせていただきます。

大綱1「過疎化・高齢化・限界集落対策について」のご質問でございます。

この対策につきましては、議員ご指摘のとおり、全国的な課題となっており、本町にとりましても最重要課題として捉えているところでございます。

このことに関しまして4点のご質問がございましたが、まず第1点目の「国の施策として、過疎地域自立促進特別措置法がありますが、伊方町としては、どのような過疎化対策を講じているのか。」についてでございます。

町では、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、「伊方町過疎地域自立促進計画」を平成28年3月に策定をいたしております。

この「過疎計画」を基に各種事業を執行するとともに「伊方町総合計画」並びに「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」など、「過疎化・高齢化・限界集落対策」に関しましては、町の様々な計画の中で共通した重要課題として、日々取り組んでいるところでございます。

取り組みの基となります「伊方町過疎地域自立促進計画」の内容でございますが、基本方針といたしましては①基幹産業の振興、②交流基盤整備、③少子高齢化対策の3点をあげております。

まず「①の基幹産業の振興」につきましては、本町の基幹産業であります農林水産業は、主要作目の価格低迷や漁獲量の減少により厳しい経営状況でございますが、培ってきた技術と長年にわたる基盤整備施設の有効活用と創意工夫により、その再興を目指すとしております。

農業振興にありましては、農地の荒廃防止、有害鳥獣捕獲の対策強化、優良農地の保全、認定農業者育成支援などの経営改善を進めるとしております。

漁業振興にありましては、漁港施設の整備、沿岸漁場への魚礁などの設置、中間育成施設を活用した稚貝・稚魚放流などの技術の向上を図り、「獲る漁業からつくり育てる漁業」への転換を目指すとして各事業で取り組んでいるところでございます。

次に2番目の「交流基盤整備」につきましては、本町の地域資源を活用し、都市住民の様々なニーズにマッチした体験交流基盤を整備し、交流人口の拡充による地域活力の再生を目指すとしており、その推進施策として、佐田岬灯台、亀ヶ池温泉及び三崎港などの周辺整備を進めると共に、農商工連携による着地型体験旅行商品の開発、交流人口の拡充に合わせて新たなコミュニティビジネスの創出に取り組むとして、各事業で取り組んでいるところでございます。

3点目の「少子高齢化対策」につきましては、本町の少子高齢化は深刻な状況で、主たる要因は女性の社会進出や晩婚化、都市部への人口集中等、構造的な問題などに対し、少子高齢化の緩和を図るとしております。

少子化対策につきましては、子育て支援機能の充実、育児の負担軽減、出産祝い金や奨学資金貸付による経済的な負担軽減、婚活支援の促進、定住支援対策を展開し、出生児の減少に歯止めをかけることとしております。

高齢化対策につきましては、地域住民で支え合う地域づくりを目指す「生活支援体制整備事業」の取り組みなど、住み慣れた地域で、こころ豊かに暮らせる環境整備を進める取り組みを行っております。

具体的には、介護関連施設の基盤整備の充実、温泉温浴施設の整備とその活用による健康増進、医療費の低減に取り組むものでございます。

以上のように「伊方町過疎地域自立促進計画」にございます、「地域自立促進の基本方針」の3点に基づいた諸施策の成果を検証しながら、計画の執行に取り組んでいるところでございます。

次に2点目の「限界集落において、住民が負担する地区の会費を半額程度補助するような制度ができないものか」についてでございます。

町内各地域におきましては、地区の自主財源として会費を徴収して組織運営を行われているところでございますが、町の補助金などとしましては、ふるさとづくり自治活動基金、地区自治振興基金、さらに防犯灯設置補助などの各種補助制度などを活用されての組織運営を行っているところでございます。

これらの町の補助制度の事業内容につきましては、申請により把握をいたしておりますが、各地区の会費の内容につきましては、その根拠が十分には示されていない部分もございます。

さらに、限界集落に対して地区会費を半額補助する制度の提案でございますけれども、限界集落以外の地区との公平性も鑑み、直ちに制度設計は困難であると考えております。

町といたしましては、各区長さんとの連携充実を図ることを目的といたしまして、役場職員による地区担当連絡員を配置して、地域の様々な実情やご意見などをお伺いして諸施策に反映させるように取り組んでおります。

今後におきましても、限界集落のみならず、各地区と役場が連携をした対応に取り組んでまいりますのでご理解をお願いいたします。

次に3点目の「交通弱者のサポート例などを基に、町としてチャレンジしていく構想は無いか」についてでございます。

いわき市の取り組みにつきましては、先ほど議員からご紹介のあったとおりでございますが、近年の自動車業界は、電気自動車や自動運転技術の開発に加え、過疎地域における交通弱者対策や公共交通、防災対策などの地域課題に対して、その技術を提供することに重点を置く傾向がございます。

当町におきましては、高齢者などの交通弱者対策として、従来のデマンド交通を廃止し10月から巡回バスの運行を開始したところでございます。

運行から約2ヶ月が過ぎましたが、スクールバスを活用する巡回バスは、学校行事による運休が多いことや走行ルート、バス停の位置などについて住民からご意見をいただいているところでございます。

このため、まず試行運転期間中に問題を整理し、利用者に満足していただけるように見直しを行うことが、喫緊の課題であると認識をいたしております。

したがって、直ちにいわき市のような方式に切り替えることは、現在のところ考えておりませんが、今後の技術革新を見据え社会の取り組みを参考にしながら、町の実情に合った交通システムを取り入れる必要があると考えております。

また、電気自動車をはじめとするエコカーを巡る競争が国内外で激しくなっており、燃料費の削減や環境への配慮、災害時の電源としての利用など、将来性を見据えた場合、公用車への導入を考える余地は十分にあると思いますので、メリット、デメリットを把握したうえで導入を検討してまいりたいと考えております。

最後に4点目の「過疎化高齢化対策室を設置し、専門的に迅速に対処していく考えはないか」についてでございます。

現在、町では、12の課や事務局などの体制となっております。このうち、過疎化対策は総合政策課、高齢化対策は保健福祉課、また公共交通関係は総務課が対応をいたしております。

これらをまとめた室を設置するには、新しい課の設置、または課の再編など大規模な機構改革の検討が必要となると考えます。

現状におきましては、それぞれの課において過疎化、高齢化、限界集落対策について取り組んでおりますが、これらの対策につきましては、一つの課や室で対応するのは限界があり、全庁あげて対応していくことが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、末光議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（副議長 木嶋英幸） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、2回以内と定めます。末光議員、再質問ありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 末光議員

○議員（末光勝幸） ご答弁ありがとうございました。私は、町長の答弁の中に、事例を出されるのかなと思ってたんですけども、総務省の方で過疎化対策の現状という課題の資料がございます。その中で、当町の危険廃屋家屋撤去事業補助事業が過疎化対策事業のソフト分の先進事例として、掲示されております。このようなかたちで、当町が先進的な事業を行っているということは、町民の皆さんにも比較的知られていないのではないかと考えて、自信を持ってこういう政策を進めていただきたいと思います。その中で、私の質問書を出

した後から、法案が成立いたしましたして、過疎地への移住若者定着を後押しする「地域づくり事業法」が成立いたしました。これは、地域づくり事業協同組合を設立しているいろんな、例えば商工会とか農協とか漁業、そういったところが一緒になって、過疎化の対策の事業を行うと、そういう出資金も伴う事業であろうと思いますけど、このような法案も成立しておりますので、伊方町がいち早く取り組んでいただくことを要望をいたします。

また、先ほどご答弁いただきました、過疎化の限界集落に対する補助、今、制度的な設定が困難であるというふうなご答弁をいただきましたけども、私は、見解の相違で何億何千万というような事業予算を伴うような事業ではないと思いますので、これは早急に実現可能なことだと思っておりますので、今一度またご検討をしていただきたいと思います。それで、今ご紹介をさせていただきましたけども、「地域づくり事業法」これらに対する伊方町として、いち早く取り組むようなお気持ちはあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（副議長 木嶋英幸） 只今の末光議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 町長

○町長（高門清彦） 再質問ありがとうございました。まず、危険廃屋の関係につきまして、そのような事例が国において取り上げているというご指摘をいただいて、大変ありがとうございます。町民の皆様方にもより知らせる方法を考えてまいりたいというふうに思います。さらに、地域づくり事業法、新たな法律であろうと思います。よく、法案の内容を精査して、伊方町としてどのようなことが取り組めれるのか、担当課において十分検討をさせていただきますというふうに思います。3点目の会費の関係でございますけれども、この会費の関係につきましては、先ほど答弁いたしましたように、他の地域との兼ね合いもございますし、会費の内容につきましては、ひょっとすると政教分離に関わる部分もあるんだろうというふうに思っておりますので、町としてそれを考えていくことが妥当かどうかも含めまして、十分に精査をさせていただきますというふうに思います。以上でございます。

○議長（副議長 木嶋英幸） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 末光議員

○議員（末光勝幸） もう一つ住民の足、交通体系のことでございますけども、先ほどの答弁の中で、新しくスクールバスを利用した、伊方町のバスの運営が始まったようなこともご紹介をされておりましたけれども、住民のいろいろな反響を聞いておきますと、必ずしも満足できる、まだ導入されて日が浅いのもありますけども、満足できるような状況ではないのが、実態だと思っております。それで、このような問題、一つの方法で解決できる問題ではないというように私も思っておりますけども、先ほどの自動車の関係もありますけど、先日の日本経済新聞におきましても、住民の足をMaaSといった新しい交通手段のITバスを利用し

て、オムロンとか官民一体となって、住民の足を確保するような事例も紹介されておりました。私は、定期的なスクールバス等を利用する交通体系も大事だと思いますけども、本来は集落集落でボランティアを含めて、その集落が共同して高齢者なり、そういう移動手段を持たない、免許書も返上する、そういった不便さを集落の中でボランティアを含めたかたちで、補っていくそういったことが一番ベストな解決策、特に伊方町の佐田岬半島、集落が点在しております。なかなか有効な運行表を作っても町民の満足を得られないのが、現状だと思いますので、そういった新しい交通体系に対して、積極的に取り組んで総務省の事例にもう一回伊方町が取り上げて全国に誇れる町にやっていただきたいと思います。その点、よろしくお願いたします。

○議長(副議長 木嶋英幸) 只今の末光議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(副議長 木嶋英幸) 町長

○町長(高門清彦) ご指摘のとおり巡回バスにつきましては、様々な問題点が出てきております。町民の声を受けまして、十分整理をして、できることから、順次改善をしてまいりたいというふうに考えております。それと同時に議員ご指摘のように私も理想としては、それぞれの地区でボランティアがいて、そして町で車は構えて、そういった方々の足のない方々へのサービス提供というのが、できることも一つの理想的なかたちであろうということは、思っております。そういったことを含めて、実現可能な政策については、どういうことがあるのかというのは、この交通体系については、常に念頭に置きながら改善を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き議員の皆さん方からの積極的なご提言をお願いたします。以上です。

○議長(副議長 木嶋英幸) 以上で、末光議員一般質問を終わります。

議案第 84 号

○議長(副議長 木嶋英幸) 日程第 5「町長の専決処分事項報告について(令和元年度伊方町一般会計補正予算(第 4 号))」議案第 84 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(副議長 木嶋英幸) 町長

○町長(高門清彦) 議案第 84 号 令和元年度伊方町一般会計補正予算(第 4 号)の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は 9 月の台風 17 号により被災した災害復旧に関わる経費でございまして、急を要するため令和元年 10 月 9 日付にて専決処分したものでございます。

予算額は、歳入歳出それぞれ 794 万 3 千円を追加し、総額を 102 億 833 万 8 千円としたも

のであります。

歳出につきましては、11 款 災害復旧費に伊方中学校管理棟校舎屋上防水改修工事 519 万 3 千円、伊方町園芸施設災害復旧工事 550 万円を計上いたしております。

これに対します歳入は、14 款 国庫支出金に公立学校施設災害復旧費国庫負担金 346 万 2 千円を計上いたしております。

20 款 諸収入に公有建物災害共済金 448 万 1 千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 84 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号「町長の専決処分事項報告について（令和元年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号））」は原案のとおり承認されました。

議案第 85 号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第 6「伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について」議案第 85 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議案第 85 号 伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、愛媛県立三崎高等学校の存続に向けて同校の魅力の向上に資するため、学校給食を提供するにあたりまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により、説明させていただきますので、参考資料をお願いいたします。

設置について、定めております、第 1 条中、「の学校給食」の次に「並びに三崎高等学校の給食」を加えるものでございます。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、令和 2 年 4 月 1 日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 山本議員

○議員（山本吉昭） 全協でも説明を受けたんですけども、試験的に 30 食というかたちなんですけども、今後ですね、給食センターの能力のこともあるんですが、今後増設をして全ての三崎高校の、そういう今後のことについて考え方をちょっとお伺いしたいんですけど。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） ただ今の質問ですけれども、設備面での増設につきましては、こちらの方で検討はいたしておりましたけども、平成 29 年の 9 月から今のセンターの稼働ということでございます。そういったことで、設備を新たに増設するとなると 1 千万、2 千万といった単位での金額が必要になってくるということでございます。そういったところで、スタッフの問題もあろうかと思えますけれども、すくなくともスタッフにおきましては、現状のままで対応は可能であるというところで、こちらの方で考えておりますのは、設備面での増設をする方向ではなくて、今の施設でスタッフを含めまして対応できるというところで、今のところ 30 食と見込んでおります。なお、今後生徒の動向によりましては、変動することもあるかも分かりませんが、来年度から実施いたしますと今の能力でしたら 30 食というところで今のところ考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） 山本議員

○議員（山本吉昭） 設備については、現状のままでスタッフについては、現状のままで対応していくということですか。はい、分かりました。

○議長（副議長 木嶋英幸） 他ございませんか。（「なし」の発言あり）

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 85 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号「伊方町学校給食センター条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり可決されました。

議案第 86 号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第 7「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」議案第 86 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 86 号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、国の人事院勧告において、指定職俸給表適用職員の勤勉手当が改正され、それに

あわせて愛媛県知事の期末手当が0.05月引き上げられることになったため、県知事の期末手当を準拠しております、伊方町議会議員の期末手当を年間で0.05月引き上げるものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

この条例は、第1条と第2条の2段階で改正を行うものとしておりまして、まず第1条で、令和元年度の期末手当の支給に関して、改正を行います。

12月の期末手当につきまして、現行の100分の167.5を100分の172.5とし、100分の5の引き上げとなることから、年間の合計は、100分の340.0となります。

続いて、第2条でございしますが、令和2年度以降の支給につきましては、年間の期末手当の合計100分の340.0を、6月と12月に均等に振り分け、それぞれ100分の170.0とするものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日とし、第1条の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございますが、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行する、といたしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第86号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第87号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第8「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第87号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第87号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、国の人事院勧告及び愛媛県知事の期末手当の引き上げに伴い、伊方町の特別職の職員の期末手当を年間で0.05月引き上げるためのものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

この条例は、第1条と第2条の2段階で改正を行うものとしておりまして、まず第1条で、令和元年度の期末手当の支給に関して、改正を行います。

12月の期末手当につきまして、現行の100分の167.5を100分の172.5とし、100分の5の引き上げとなることから、年間の合計は、100分の340.0となります。

続いて第2条でございますが、令和2年度以降の支給につきましては、年間の期末手当の合計100分の340.0を、6月と12月に均等に振り分け、それぞれ、100分の170.0とするものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日とし、第1条の規定は、令和元年12月1日から適用するものでございますが、第2条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行する、としております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第87号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第87号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第88号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第9「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第88号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第88号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告等により、伊方町職員の給与の見直しを行うためのものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

まず、第1条関係は、条例第19条の4、第2項第1号の改正でございまして、職員の勤勉手当の改正でございます。

改正前は、6月と12月に支給する勤勉手当は、それぞれ100分の92.5であったものを、6月はそのまま、12月は100分の97.5とし、100分の5を引き上げることから、年間の合計

は 100 分の 190.0 となります。

次の、第 2 号は、条文内の字句の修正でございます。

次に、裏面の第 2 条関係でございますが、勤勉手当の令和 2 年度以降の支給につきまして、年間合計 100 分の 190.0 を、6 月と 12 月に均等に振り分け、それぞれ、100 分の 95.0 として支給するものでございます。

次に、議案の 2 頁の別表第 1 から 14 頁の別表第 4 までの給料表につきましては、いずれも、愛媛県職員の給料表の改定に準じて改正するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日とし、第 1 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございますが、第 2 条の規定につきましては、令和 2 年 4 月 1 日から施行する、といたしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 88 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 89 号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第 10「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」議案第 89 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 89 号 伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、来年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度を導入するため、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

条例案の内容についてご説明させていただきますので、議案 1 頁をお願いいたします。

まず、目次でございますが、この条例は第 1 章・総則から第 5 章・雑則までの構成となっております。第 1 章は、総則といたしまして、第 1 条に条例制定の趣旨、第 2 条にフルタイムの会計年度任用職員とパートタイムの会計年度任用職員の 2 種類の区分の説明、第 3 条

は会計年度任用職員に支給する給与の範囲や支給方法等を定めております。

次に、第2章は、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めております。

次の頁からの、第4条は、給料についての規定で、行政職給料表及び医療職給料表を別表のとおり定め、職種に応じて支給するものでございます。第5条職務の級から、4頁の第18条にかけて、各種手当に関する規定等について定めてございます。

次に、5頁からの第3章では、パートタイム会計年度任用職員の給与について定めてございます。第19条から7頁の第24条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する報酬の支払いについて定めております。

次に、第25条は期末手当の規定でございますが、パートタイム職員のうち任期が6月以上であって、1週間あたりの勤務時間が著しく短いものとして町長が規則で定めるものを除いた職員には、期末手当を支給することにいたしております。

ちなみに、町長が規則で定めようとしている勤務時間とは、1週間あたりの勤務実績が15時間30分未満のパートタイム職員を、著しく短いものとして考えてございますので、15時間30分以上の勤務実績を満たした職員に対しては、期末手当を支給する予定でございます。

次に、第26条から第28条の規定は、報酬の支払い及び計算方法等に関する規定でございます。

9頁の第29条からは、第4章パートタイム会計年度任用職員の費用弁償に関する規定でございます。

常勤の会計年度任用職員に対しましては、通勤手当や出張に伴う旅費が支給されますが、パートタイム職員につきましては、第29条で通勤に対する費用弁償、第30条で公務のための旅行に係る費用弁償を支給することといたしております。

10頁をお願いいたします。第5章は雑則として、第31条から第33条までを定めており、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることにいたしております。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

最後に、10頁からの別表第1及び14頁からの別表第2の給料表につきましては、いずれも正規職員に適用する行政職給料表及び医療職給料表の1級及び2級の号給の給料月額をそのまま適用してございます。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第89号「伊方町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第90号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第11「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第90号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第90号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、来年4月1日から会計年度任用職員制度を導入することに伴い、現在の町条例の内、関係する条例16本を一括して改正するため、関係条例の整備に関する条例として制定するものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、別添の参考資料、新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条は、伊方町職員定数条例の一部改正でございます。条例定数の対象となる「職員」の規定において、「臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限り、適用除外とする」という改正内容でございます。

次に、第2条、伊方町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正から、8頁の第13条、伊方町職員等の旅費に関する条例の一部改正までの条例改正につきましては、改正後の地方自治法、地方公務員法等の関係法令に照らし、総務省が示しております参考例にならい、会計年度任用職員制度の導入により、影響が生じる条項において改正を行うものでございます。

次に、第9頁からの、第14条、伊方町教育活動指導員設置条例の一部改正につきましては、伊方町が独自に設置しております教育活動指導員を、パートタイムの会計年度任用職員として位置づけることにより、必要となる改正を行うものでございます。

次に、10頁、第15条、伊方町保育所条例の一部改正につきましては、これまで臨時的に任用する職員の給与等については、町が定めております臨時職員の給与規定に基づき支給することとしておりましたが、来年度からは臨時的に任用する職員は正規職員に含まれることとなりますので、3月末を持って臨時職員の給与規定を廃止するため削除するものでございます。

次に、第16条、伊方町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、第20条第1項の改正につきましては、総務省の参考例にならい改正を行うもので、同条に新たに追加する第2号につきましては、臨時の企業職員について、条例の規定を適用することが適当でないものの給与について、予算の範囲内において町長が別に定めるという規定を、追加するものでございます。

最後に、条例の施行日でございますが、令和2年4月1日から施行することといたしております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第90号「会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第91号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第12「伊方町防災センター条例制定について」議案第91号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○危機管理監（足利博文） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 総務課危機管理監

○危機管理監（足利博文） 議案第91号 伊方町防災センター条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、原子力災害対策指針に定める施設敷地緊急事態又は全面緊急事態において、早期の避難が困難な高齢者などやその介護者が一時的に避難する施設として、串防災センターと与俣防災センターについて施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

本条例は、第1条から第4条までの構成で、第1条が「設置」、第2条は「名称及び位置」で、二つの施設の名称と位置を定めております。第3条が「業務」で、第(1)号 緊急事態における要配慮者等の一時退避及び保護に関することから、第(5)号前各号に掲げるもののほか、一時退避施設の開設及び管理運営に関して必要なことまでとなっております。第4条は「委任」として、条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定めるとしまして、伊方町防災センター条例施行規則を定めることといたしております。なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、伊方町防災センター条例制定についての説明とさせていただきます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号「伊方町防災センター条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 92 号

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第 13「上水道重要給水施設等管路耐震化基金条例制定について」議案第 92 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（谷口 誠） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 上下水道課長

○上下水道課長（谷口 誠） 議案第 92 号 上水道重要給水施設等管路耐震化基金条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、上水道重要給水施設等管路耐震化事業の計画におきまして、管路布設替工事に要する費用に伊方町電源立地地域対策交付金の財源をもって、この費用に充てるため、本条例を制定するものです。

次頁をお願いします。本条例は、第 1 条から第 7 条までの構成で、第 1 条は、設置。第 2 条は、積立てで、伊方町電源立地地域対策交付金事業の財源をもって基金の積立てる額としています。第 3 条で、管理。第 4 条は、運用益金の処理。第 5 条は、繰替運用の処理。第 6 条は、処分で、第 1 条の目的を達成する財源に充てる場合に限り、処分することができるとしています。第 7 条は、委任であります。附則といたしまして、1 に、この条例は、公布の日から施行する。2 に、この条例は、基金設置の目的により処分した日に、この効力を失う。としております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（副議長 木嶋英幸） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 92 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号「上水道重要給水施設等管路耐震化基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

散会宣告

○議長（副議長 木嶋英幸） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散

会とするものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。17日から19日は、休会。20日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上お伝えし、本日の会議は、これをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

(散会時間 11時14分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員